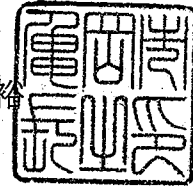


亀岡市公告第35号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第5項の規定により地域計画を変更したので、同条第8項の規定により公告し、当該地域計画を次により縦覧に供する。

令和8年3月31日

亀岡市長 桂川 孝裕



1 縦覧期間

令和8年3月31日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課